緊急確保航路（非常災害時に迅速な航路啓開を可能とする水域の設定）

資料２

■東日本大震災の状況

○東日本大震災では、想定を越える津波が来襲し、無数の漂流物が発生し、船舶航行の障害となった。

【木材の漂流】

【浮遊物】

【自動車の沈降】

【コンテナの沈降】

■緊急確保航路の概要

大規模地震等発生時に、緊急物資輸送船舶の通航ルートを確保するため、一般海域において、国土交通大臣が所有者の承諾なしに障害物を迅速に除去できる区域として、緊急確保航路を設定。

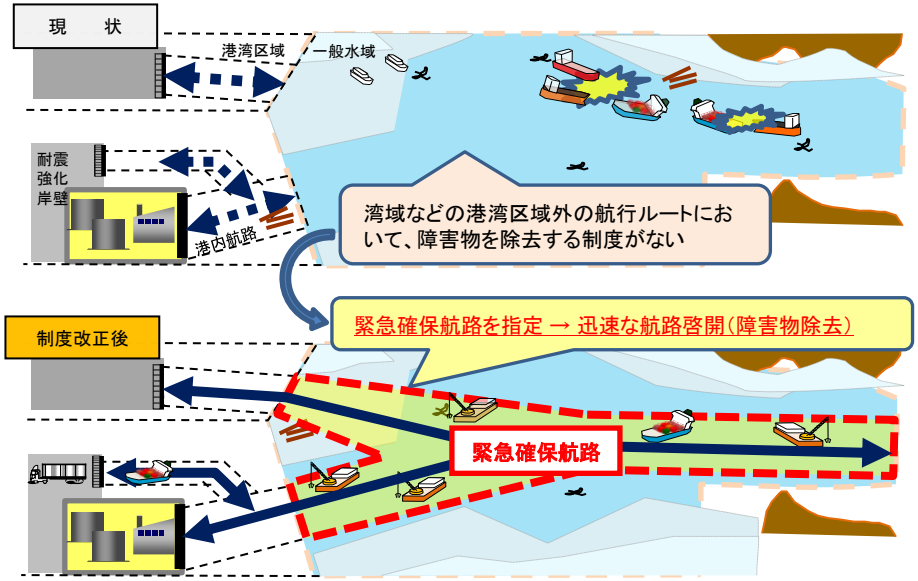

■東日本大震災を踏まえた教訓

大規模地震・津波により被災した場合、地域社会に甚大な被害を与えるとともに、海上交通の麻痺により物資の供給網が寸断され、市民生活や産業活動に深刻な打撃を与えることが懸念される

○事前防災・減災対策により市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめるための措置
○災害からの港湾の早期復旧を実現するための措置

大規模地震・津波から命と暮らしを守る

Ⅱ　緊急確保航路内の禁止行為等
〈港湾法第五十五条の三の四関係〉
緊急確保航路内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置することはできません。

Ⅲ　緊急確保航路内における工作物の設置等に関する許可
〈港湾法第五十五条の三の四2～4関係〉
緊急確保航路内において、工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないため、近畿地方整備局に許可申請書の提出が必要となります。
※許可申請書の提出先は各地方整備局の担務海域により異なります。

瀬戸内海及び大阪湾に係る緊急確保航路指定の拡大（平成28年7月1日施行）

○平成25年港湾法改正により、国土交通大臣が非常災害時に船舶の交通を緊急に確保する必要のある一般水域の区域を「緊急確保航路」として指定し、当該区域内の行為規制や応急公用負担による啓開活動を可能としたところであり、現在は、港湾法施行令において三大湾に当該航路を指定。

○瀬戸内海は西日本の基幹的な海上物流網を担うとともに石油コンビナートが多数立地しているが、南海トラフ地震の発生時には津波による大量の漂流物により、海上からの緊急物資や燃料等の輸送等に支障を来す恐れがある。

○瀬戸内海の港湾が中央防災会議で海上輸送拠点として定められた※ことも踏まえ、閉鎖性が高く漂流物が滞留しやすい瀬戸内海において、国の応急公用負担による円滑な啓開活動を可能とするよう緊急確保航路を指定した。

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日：中央防災会議幹事会決定）

※ □ は内閣府公表「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で示された海上輸送拠点港

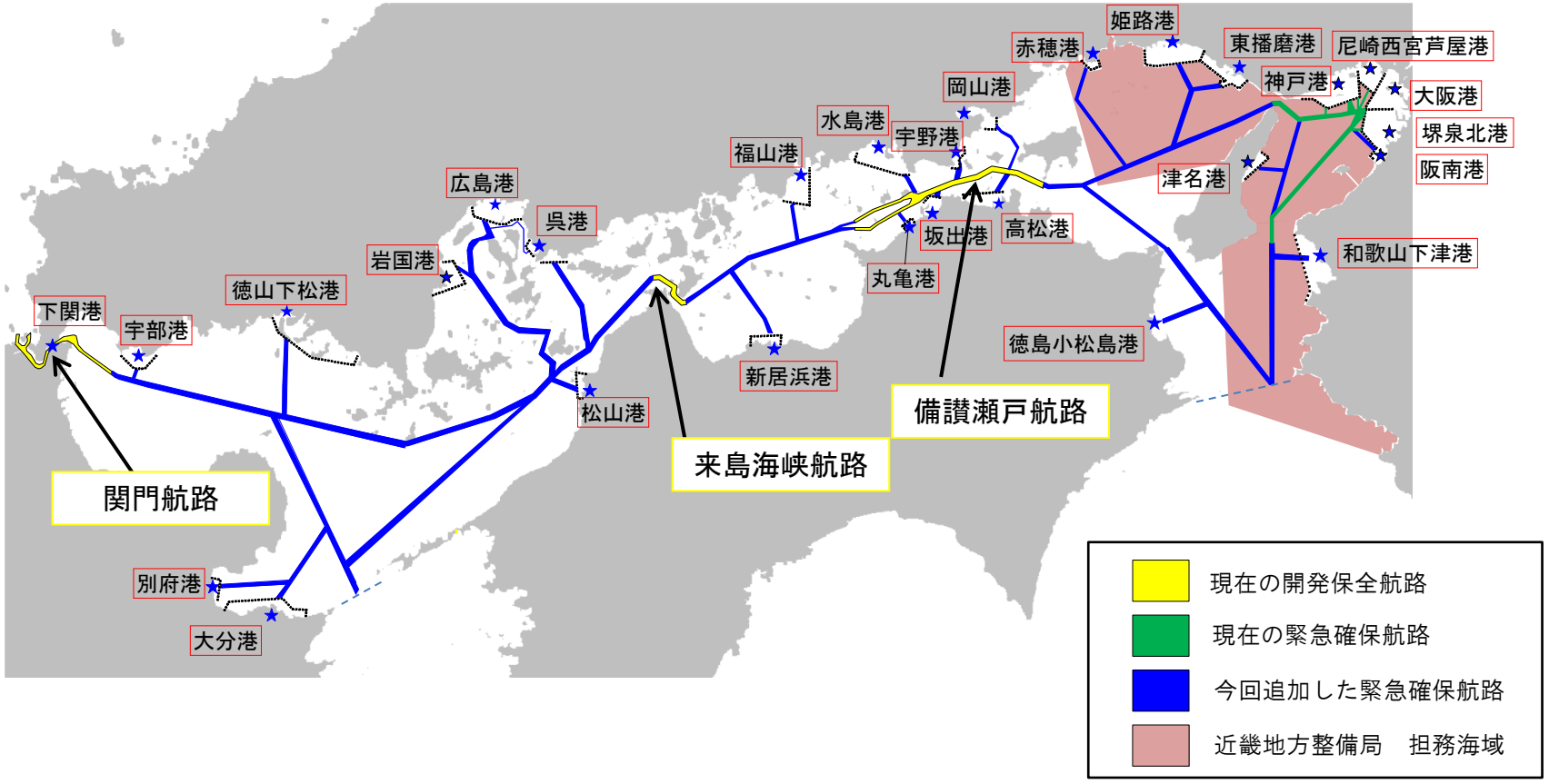

大規模災害発生時における港湾の災害応急対策業務に関する広域支援体制の強化

近畿地方整備局と管内の国際戦略港湾並びに国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者と港湾関係団体（民間）との間で「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を平成 28 年 2 月 19 日に締結した。

【目　的】

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時において、津波被害等による甚大な被害が想定される港湾施設等を迅速かつ円滑に応急復旧することにより、発災後の緊急物資の輸送や地域産業の早期復興等のため、近畿地方整備局、港湾管理者ならびに港湾関係団体(民間)の3者が協定を締結するもの。

【効　果】

全国規模の港湾関係団体と協定締結をすることで、全国的な技術力・資機材等の協力が得られ、災害対応力が強化される。また、大規模災害発生時に近畿地方整備局が港湾管理者と港湾関係団体の間で必要な調整を行うことにより、迅速かつ円滑に災害応急対策等が実施される等の効果が期待できる。

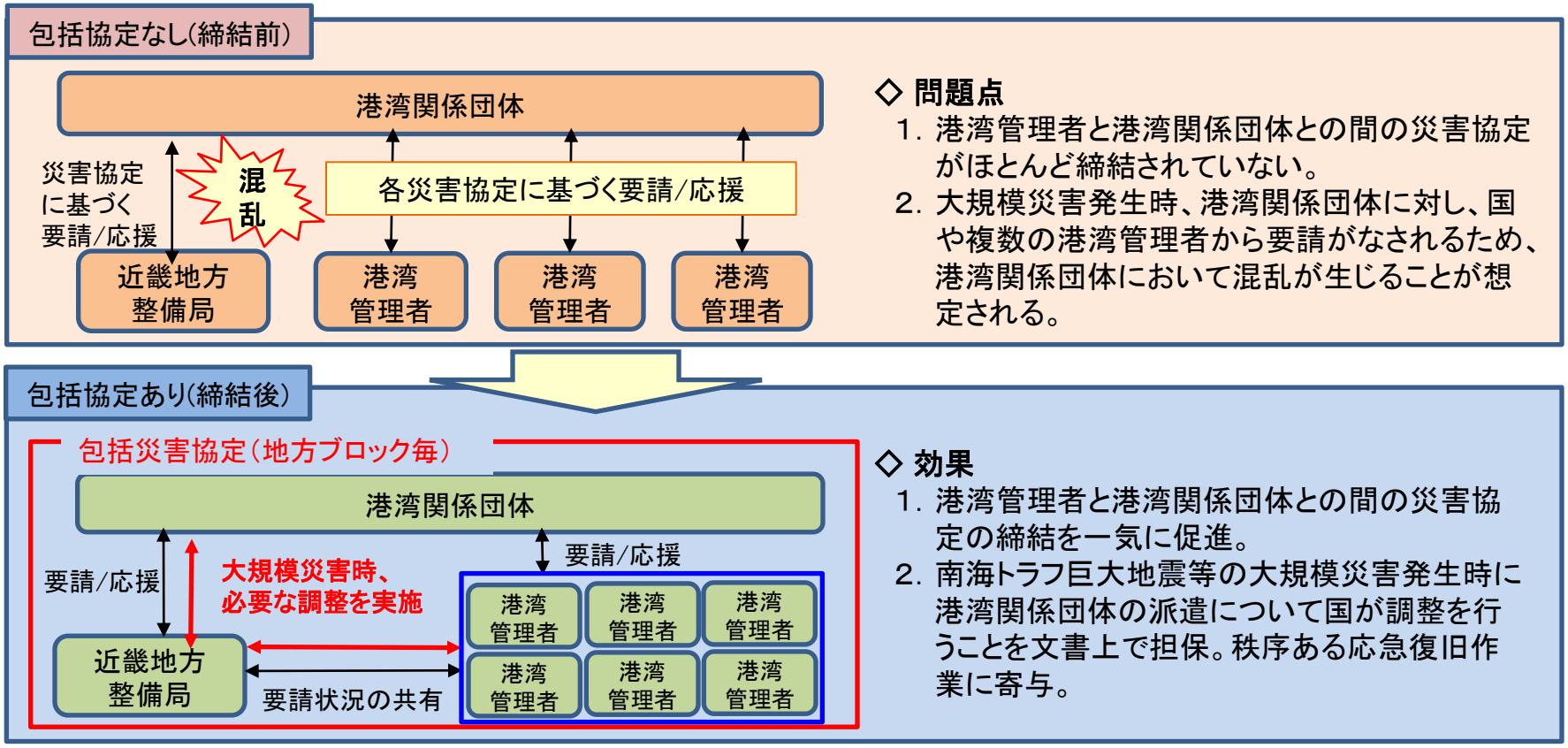

大規模地震・津波発生時の緊急物資輸送等にかかる航路啓開活動の迅速対応

通常は申請から許可までの時間を要する工事や調査を、あらかじめ想定の作業や範囲を事前に申請様式で提出しておき、災害発生後に確定条件等を追加提出することで、作業許可手続きの短縮を図る。大阪港では協定手続き中。

1　工事作業許可

(1)　根　拠

港則法第31条
1　特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
2　港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2)　申請者

①　工事又は作業の実施責任者（工事・作業の実施について指揮監督する権限を有する者。

②　請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として元請業者

(3)　様　式

第９号様式（様式編参照）

工事、作業、行事の様式が共通になっていますので、表題は工事作業の場合は「工事作業許可申請書」と、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載して下さい。

(4)　提出部数

１部提出して下さい。なお、航行制限を行う等の大規模な工事で水路通報を行う場合等は、その都度提出部数を指示します。

(5)　提出時期

原則として工事に着手する１か月前までに提出して下さい。

これは、港長が申請の内容を検討する必要があるうえ、内容によっては一般船舶の交通を制限したり、水路通報等により関係船舶に周知を図る必要があるためです。なお、船舶交通に影響の少ない小規模な起重機船作業、水質調査作業、潜水作業等については、この限りではありません。

作業許可の申請は通常は「着手の原則1ヶ月前までに提出」がルール

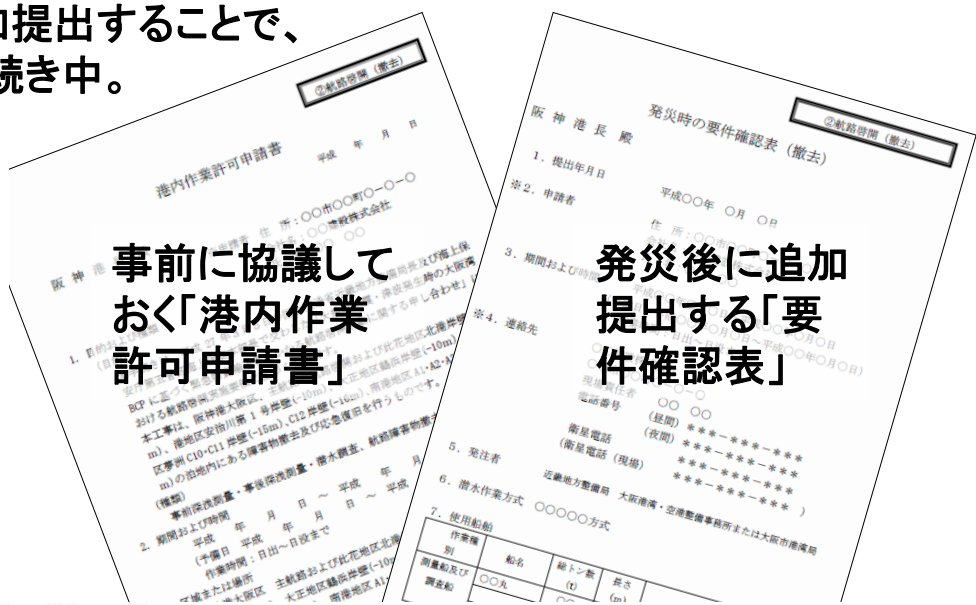

図－１　大阪港航路啓開区域